

入札公告

森林整備業務の請負契約に係る条件付一般競争入札を行うので、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社会計処理規程第 81 条第 4 項及び公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社 会津事業所長

1 入札に付する事項

事業番号	事業種	施行箇所	業務概要	施行期限
8-2-001	保育間伐事業	喜多方市山都町朝倉字坊主ヶ沢乙 3463 番 1 外 11 筆 他 5 箇所	25.63ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-002	保育間伐事業	耶麻郡西会津町野沢字大栗山丙 2144 番 他 3 箇所	30.19ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-003	保育間伐事業	会津若松市大戸町大字高川字梓沢甲 3142 番外 2 筆 他 1 箇所	10.67ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-004	保育間伐事業	耶麻郡磐梯町大字更科字向山 1184 番 8 外 65 筆 他 2 箇所	3.84ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-005	保育間伐事業	大沼郡会津美里町松岸字切立 2150 番外 3 筆	11.00ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-006	保育間伐事業	大沼郡会津美里町西本字小向乙 199 番外 2 筆	13.63ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-007	保育間伐事業	大沼郡会津美里町西本字大西山甲 1797 番外 16 筆 他 2 箇所	8.14ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-008	保育間伐事業	大沼郡昭和村大字佐倉字高佐倉 1312 番 2 外 2 筆	3.75ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-009	保育間伐事業	大沼郡金山町大字八町字白通 309 番 2 外 1 筆	2.10ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-010	保育間伐事業	南会津郡南会津町界字伝上 4307 番 130 外 49 筆	6.88ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-011	保育間伐事業	南会津郡南会津町中ノ井字真名板倉山乙 729 番 15 外 2 筆 他 1 箇所	8.63ha	R8 年 11 月 30 日
8-2-012	保育間伐事業	南会津郡只見町大字蒲生字北山 1575 番 225 外 22 筆 他 2 箇所	8.75ha	R8 年 11 月 30 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 1の施行箇所を含む流域において公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）が福島県知事の認定を受けている森林整備合理化計画を共同して作成し、施業受託者となっている者であること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 令和8年4月30日（木）～令和8年5月13日（水）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

イ 閲覧場所 大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740 会津美里町新鶴庁舎3階
公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社 会津事業所

- (3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和8年4月30日（木）～令和8年5月8日（金）

イ 受付方法 入札説明書による。

ウ 受付場所 大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740 会津美里町新鶴庁舎3階
公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社 会津事業所

電話番号 0242-79-1020

FAX番号 0242-79-1022

電子メール fukurin_aizu@kuc.biglobe.ne.jp

エ 回答日 質問を受け付けた日から3日以内（休日を除く。）

オ 回答書閲覧方法

(2)の閲覧場所及び公社ホームページに掲載する。

※ 入札書の提出前に、必ず公社ホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

- (4) 現場説明会は行わない。

4 入札方法等

- (1) 入札書の提出について

入札説明書による。

- (2) 入札日時等

ア 入札日時 令和8年5月14日（木）10時00分から

イ 入札場所 大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740

会津美里町新鶴庁舎3階 第2会議室

(3) 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

(4) 入札結果の公表及び方法について
入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 開札後速やかに入札書の記載事項を確認し、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

(3) 落札候補者に決定された者は、入札参加資格の確認に必要となる次に掲げる書類を令和8年5月15日（金）までに公社会津事業所へ提出すること。

別紙1 入札参加資格に関する誓約書

6 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社森林整備業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

【問い合わせ先】 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社 会津事業所

電話番号 0242-79-1020

FAX番号 0242-79-1022

電子メール fukurin_aizu@kuc.biglobe.ne.jp

入札参加資格に関する誓約書

令和 年 月 日

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社 会津事業所長 あて

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩
電 話 番 号
(作成担当者)

下記 1 の入札公告において示された入札参加資格については、下記 2 のとおりです。

記

1 該当する入札公告

- (1) 公告年月日 令和 年 月 日
- (2) 事業番号
- (3) 事業種
- (4) 施行箇所

2 次の(1)から(3)に相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱(平成20年3月28日付け19森第9171号農林水産部長通知)第2条、第3条及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成20年3月28日付け19森第9171号農林水産部長通知）第2条、第3条及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 原則として、福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

2 入札参加手続等

設計図書等に対する質問は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第6条第3項の規定に基づき森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第1号）により直接持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、FAX又は電子メールの方法により提出した場合は、入札公告に記載の受付場所への電話連絡により受信確認を行うこと。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は「公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社会津事業所長」と記載すること。
- (5) 入札書には、入札公告に示す事業番号、事業種及び施行箇所を記載すること。
- (6) 代理人が入札する場合の入札書には、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印を行うこと。
- (7) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約日から一週間以内に行う。
 - イ 公表は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）会津事業所及び公社ホームページにおいて行う。
- (8) 質問回答の確認について
公社ホームページにて質問・回答の有無やその内容について確認してから、入札書の

提出を行うこと。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者の入札参加資格要件の審査

落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認を開札日から起算して5日以内（休日を除く。）に行う。

(2) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して森林整備業務条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第5号）により通知する。

(3) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に森林整備業務条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書（様式第6号）により提出しなければならない。

ウ イにより様式第6号が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内（休日を除く。）に書面により回答する。

(4) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定したときは、速やかに確実な方法により通知する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札に参加する者が次のアからウのいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

ア 福島県森林整備業務競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

イ 福島県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録されている者

ウ ア又はイに該当する者以外で公社が福島県知事の認定を受けている森林整備合理化計画を共同して作成し施業受託者となっている者のうち、理事長が信用状況の確認のための書類の提出を受け信用が確実であると認めた者

(2) 入札に参加する者が(1)のアからウのいずれにも該当しない場合は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金を、当該入札の執行前までに公社の預金口座への振込により納付しなければならない。

(3) 落札者が(1)のアからウのいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(4) 落札者が(1)のアからウのいずれにも該当しない場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約するときまでに公社の預金口座への振込により納付しなければならない。

(5) 入札保証金又は契約保証金を納付する際の公社の預金口座情報は、入札公告に記載の問い合わせ先へ照会すること。

6 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社森林整備業務条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

契 約 の 方 法 及 び 入 札 の 条 件

1. 契約の方法 ふくしま緑の森づくり公社会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)第81条第1項から第4項による。
2. 入札の条件等
 - (1)入札書の記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2)入札保証金 入札参加者が次に掲げるアからウのいずれかに該当する場合は、会計処理規程第84条第2項の規定により免除する。
 - ア 福島県森林整備業務競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
 - イ 福島県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録されている者
 - ウ ア又はイに該当する者以外で公社が福島県知事の認定を受けている森林整備合理化計画を共同して作成し施業受託者となっている者のうち、理事長が信用状況の確認のための書類の提出を受け信用が確実であると認めた者
 - (3)契約保証金 落札者が(2)のアからウのいずれかに該当する場合は、会計処理規程第84条第2項の規定により免除する。
 - (4)落札者 予定価格の制限範囲内で最低の入札を提出した者を落札者とする。
 - (5)部分払 会計処理規程第85条第1項で定める部分払は、事業の完成部分に対する代価の10分の9を超えない範囲とする。(ただし、請負請求金額が100万円以上で事業完成部分に対する代価が請負代金額の10分の3を超えた場合に限る。)
 - (6)施行期限 令和8年11月30日限りとする
 - (7)安全衛生 日曜・祝日・祭日は労務者を休業させるよう配慮すること。
林業退職金共済の加入を考慮すること。
 - (8)事業請負契約書 ふくしま緑の森づくり公社造林事業請負実施要領第3条によるふくしま緑の森づくり公社造林事業請負契約書によるものとする。
 - (9)契約の確定時期 両者が契約書に記名押印したとき確定する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- ①ふくしま緑の森づくり公社造林事業請負実施要領
- ②設計書(金額抜き)、位置図施業図等標準仕様書

※注 上記中随意契約による場合において、契約の方法は、会計処理規程第81条第6項(1)カによるものとし、「入札」とあるのは「見積」と、「入札書」とあるのは「見積書」とそれぞれ読み替えるものとする。

様式第 3 号の 2

ふくしま緑の森づくり公社造林事業請負契約書（案）

- 1 公社造林団地名
- 2 施行箇所
- 3 事業種
- 4 事業量
- 5 事業期間 令和 年 月 日より令和 年 月 日まで
- 6 請負経費 金 円也（内訳は、別紙のとおり）

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

上記の事業について、注文者公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社会津事業所長を甲とし、請負者 を乙として次の条項により請負契約を締結し、契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県大沼郡会津美里町鶴野辺字広町 740 番地
公益社団法人 ふくしま緑の森づくり公社
会津事業所長 ⑩

乙 住 所
氏 名 ⑩

条 項

(総 則)

第1条 乙は甲が定める「ふくしま緑の森づくり公社造林事業請負要領」（以下「要領」という。）「ふくしま緑の森づくり公社事業設計書」（以下「設計書」という。）及び「ふくしま緑の森づくり公社造林請負事業標準仕様書」（以下「仕様書」という。）「ふくしま緑の森づくり公社造林作業路開設要領」（以下「作業路要領」という。）に基づいて誠実にこの契約の履行にあたるものとする。

2. 仕様書に明示されていない細部の事項について必要のあるときは、乙は甲の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙はこの契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承又は委任し、若しくは一括して下請けさせてはならない。

(監督員の通知)

第3条 甲は監督員を定めたときは書面をもって、その氏名を乙に通知しなければならない。

2. 監督員は「要領」第17条の職務を処理しなければならない。

(現場責任者)

第4条 乙は請負事業の実施について、自己に代わって現場の管理をつかさどる現場責任者をおこななければならない。

2. 前項により現場責任者をおいたときは、すみやかにその住所、氏名及びその他必要事項について記入した書面をもって甲に通知しなければならない。

3. 現場責任者は事業現場に常勤し、甲の定める監督員の指示に従い事業に関する一切の事項を処理しなければならない。

(条件変更)

第5条 事業の実施にあたり、契約の内容と現場の状態が一致しないときは、乙は甲に通知し、その指示を受けなければならない。

2. 前項の事由により事業の内容、事業期間及び請負金額を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

(損害負担)

第6条 請負事業の実施に関し、発生した損害（第3者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(臨機の措置)

第7条 乙は災害防止等のため必要と認めたときは臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要であると認めたときは、あらかじめ監督員の意見を聞かなければならない。ただし緊急やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

2. 前項の場合、乙はそのとった措置内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3. 監督員は災害防止、その他事業実行上、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4. 乙が第1項又は前項により当該措置に要した経費は甲・乙協議して負担するものとする。

(補 則)

第8条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定める。

(苗木及び資材使用事業特約)

第9条 乙は支給された苗木を善良な管理をもって保管し、かつ使用しなければならない。

2. 乙の責に帰すべき事由により、支給された苗木が滅失もしくは損傷し、将来枯死すると認められる場合は甲の指定するところにより代替品を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。

3. 「要領」第29条の規定により契約が解除された場合は、乙は未使用の支給苗木を遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合、前項の規定を準用する。